

新 旧 対 照 表

<p>題 名 (制定年・法令番号)</p>	<p>○鹿児島県低入札価格調査実施要領 (平成8年11月1日)</p>
<p>改正の内容</p>	<p>WTO対象工事を総合評価落札方式により実施 できることとしたことに伴う改正。</p>
<p>担 当 課</p>	<p>土木 部 監理 課 入札・指導 係 担当者氏名 塩満 伸也 内線番号3508</p>

注1 「題名(制定年・法令番号)」の部分は、「鹿児島県例規集」(茶色表紙)の
コピー(等倍)を切り貼りすること(ワープロ打ち不可)。

2 「現行」の部分は、改正される条の全部(見出し及び改正履
歴を含む。)について、「鹿児島県例規集」(茶色表紙)のコピー
(等倍)を切り貼りすること(ワープロ打ち不可)。

3 その他新旧対照表の作成に当たっては、「新旧対照表の作成
要領」を参照すること(職コミの文書管理「0300 学事法制課
/0200 法制・訟務関係/法制01 条例等の制定・改廃/04
新旧対照表の作成について/02 新旧対照表の作成要領」に掲
載)。

改 正 案

(失格基準価格)

第5条の2 契約担当者は、総合評価方式による競争入札（WTO対象を除く。）を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める額（以下「失格基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとし、当該申込みに係る価格が失格基準価格未満の者については、第4条の規定にかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、失格とする。

2 失格基準価格の算定方法については、前条第1項に規定する特別重点調査対象価格の算定方法を準用する。

3 特別な工事の失格基準価格については、前項の規定にかかわらず、契約担当者が別に定める。

現 行	備 考 (改正の理由, 留意事項, 規定ぶりの参考, 施行期日 等を必ず記載する。)
<p>(失格基準価格)</p> <p>第5条の2 契約担当者は、<u>総合評価方式による競争入札</u>を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める額（以下「失格基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとし、当該申込みに係る価格が失格基準価格未満の者については、第4条の規定にかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、失格とする。</p> <p>2 失格基準価格の算定方法については、前条第1項に規定する特別重点調査対象価格の算定方法を準用する。</p> <p>3 特別な工事の失格基準価格については、前項の規定にかかわらず、契約担当者が別に定める。</p>	<p>「(W T O 対象を除く。)」を追加</p> <p>施行期日等 令和5年7月20日</p>

改 正 案

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当者は、物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則（平成7年鹿児島県規則第87号）第6条の規定による一般競争入札の公告（総合評価方式にあつては、鹿児島県契約規則（昭和50年鹿児島県規則第23号）第2条の規定による一般競争入札の公告又は同規則第22条の規定による指名競争入札参加指名通知書）において、本要領に定める調査（以下「調査」という。）を実施する旨を明らかにするものとする。

2 前項の場合において、総合評価方式（WTO対象を除く。）にあつては、失格基準価格が設定されている旨を明らかにするものとする。

現 行	備 考 (改正の理由, 留意事項, 規定ぶりの参考, 施行期日 等を必ず記載する。)
<p>(入札参加者への周知)</p> <p>第6条 契約担当者は, 物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則(平成7年鹿児島県規則第87号)第6条の規定による一般競争入札の公告(総合評価方式にあつては, 鹿児島県契約規則(昭和50年鹿児島県規則第23号)第2条の規定による一般競争入札の公告又は同規則第22条の規定による指名競争入札参加指名通知書)において, 本要領に定める調査(以下「調査」という。)を実施する旨を明らかにするものとする。</p> <p>2 前項の場合において, <u>総合評価方式</u>にあつては, 失格基準価格が設定されている旨を明らかにするものとする。</p>	<p>「(WTO対象を除く。)」を追加</p> <p>施行期日等 令和5年7月20日</p>